第３章　八王子の環境の現状と取組

第１節　人と自然が共生したまちをつくる

現状と課題

本市は山地、丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の約６割を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市への定住意向の理由として、「緑が多く自然に恵まれている」という回答が２７年度市政世論調査でもトップを占めており（６４．１%）、市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは、私たち市民にやすらぎやうるおいをもたらすだけでなく、健全な水循環系の構築や地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。また、木質バイオマスとして、化石燃料に代わるエネルギー源としても注目されています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより、土地が改変されています。本市のみどりの移り変わりを樹林地率でみると、昭和４５年に６１%を占めていましたが、平成１９年には４７．１%まで減少し、全体的にみどりの減少が進んでいます。

本市において、樹林地、森林や農地などを含む緑被率は現状で６１%（平成１９年調査）となっています。市街地開発が進展する中、現在の緑地の水準を確保することが急務となっており、２１年度に策定された「みどりの基本計画」では、１０年後も同様の水準を保つことを目標としています。

また、市内の緑地には希少な動植物が生息しているとの情報も寄せられており、環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から貴重な緑地を市の緑地保護地区及び斜面緑地保全区域に指定しているほか、都の緑地・里山の保全地域として、その保全を図っています。

水環境の現状として、市内には多摩川水系の１６河川の源流があり、多くの湧水や沢などの水環境に恵まれています。水質においては、河川の環境基準点での調査では、水質（ＢＯＤ）の環境基準を達成しています。一方、都市化による森林や農地の荒廃や減少、宅地化や市街地化などにより雨水が浸透する機能が低下したことで、湧水の枯渇、河川水量の減少や瀬切れなどが顕著となり、水循環機能の低下が指摘されています。

市では、市民の水辺に対する意識の高まりを受け、まちづくりに水辺を活かすため、湧水ネックレス構想の８か所の湧水のうち４か所において、市民と協働による湧水の保全と水辺の活用を課題とした取組を進め、湧水のかん養域における雨水浸透の推進と湧水地の保全のための整備を行っています。また、保全意識の高い地域などにおいても、生態系豊かな水辺整備を進めています。

さらに、水量確保の対策として、１７年度より雨水浸透施設及び雨水貯留槽の設置に係る補助事業を行っているほか、２６年度に策定した雨水貯留浸透推進計画により、公共施設や住宅の建築時や宅地開発の際に貯留浸透施設の設置を推進しています。また、水源地においては、森林再生事業や花粉の少ない森づくり事業により、森林の循環による水源かん養機能の向上も進めています。

―八王子市のみどりの移り変わり―

①大正 10(1921)年
65%の樹林地率

②昭和 29(1954)年
68%／戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなった

③昭和 45(1970)年
61%／樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少した

④昭和 54(1979)年…58%／美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変された

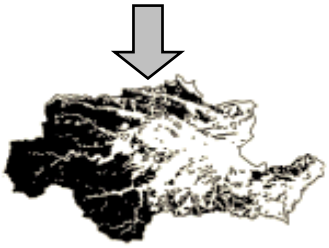

⑤平成 2(1990)年
51%／ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園や大学等の面的整備による大規模改変が進められた

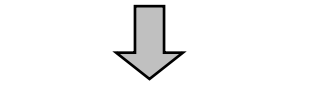

⑥平成 19(2007)年
47.10%／住宅開発等により年々減少した

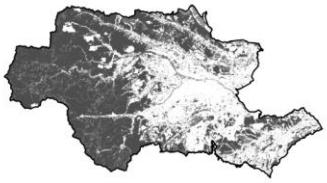

第１項　みどりの多面的機能の活用

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
市が保全をすすめている里山の数	２か所	４か所	６か所

（指標のねらい）

身近な自然環境である里山を間伐や下草刈りなどの手入れを行い、適正に管理することにより、みどりの持つ多面的な機能を発揮させることにつなげます。適正に管理されている里山を増やしていき、将来的には森林全体の多面的な機能を発揮させる取組を行います。

※２か所とは、堀之内里山保全地域・滝山里山保全地域。

１．森林の適正管理

（１）多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、都より市が受託し実施しています。また、森林所有者にはパンフレットを送付し、事業の周知を図っています。

年　　度	H23	H24	H25	H26	H27
間伐実施面積（ha）	10.34	44.42	16.35	33.72	58.11

（２）森林経営計画制度

森林経営計画は森林法に基づき、森林所有者等が森林の施業及び保護について、自らが作成する計画です。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を充分に発揮させることを目的とした制度です。

２７年度は森林経営計画を新たに１件認定し、計画面積が１４１．２８ｈａの増加となりました。

２．森林の活用

都環境局は、２６年５月に策定した「民間主体との協働による緑地保全モデル事業基本方針」に基づき、一般財団法人セブン‐イレブン記念財団と協定を締結し、川町の緑豊かな都有地において「自然環境保全・環境体験学習事業」を開始することになりました。

２６年度には、都環境局、一般財団法人セブン‐イレブン記念財団のほか、近隣町会・自治会、教育施設、市等により運営協議会を設立し、事業内容の検討を行いました。そのほか、活動の拠点となる管理棟・研究室の建設、駐車場の整備などを行い、２７年４月に「高尾の森自然学校」を開校しました。

２７年度には、都民に体験を通じて自然の良さを体感してもらうことを趣旨とし、区域内での間伐、下草刈りや炭焼きなどの体験、希少種の保護・観察会及び生態系の調査・研究、子どもたちを対象とした自然学校やクラフトワークなどを実施しました。

市では、都環境局と一般財団法人セブン‐イレブン記念財団が実施する事業への協力に関する協定を締結し、地元の町会・自治会、教育機関などとの連絡・調整、事業の広報などを担っています。

３．里山の管理・活用

（１）里山保全地域の植生管理

自然環境の要素のひとつとして、丘陵地の森林や農地などが一帯となった「里山」があります。市内にはこうした里山を含む谷戸が多く残されており、景観要素としても重要なものとなっています。里山は、生きものの生息・生育環境として、また、人と自然のふれあいの場として重要な役割を担っています。さらには、里山での生活の中で育まれた文化が根付いています。

しかしながら、多様なみどりの機能を持つ里山は、土地所有者の高齢化や燃料革命などの社会情勢の変化に伴い、管理が放棄され、その公益的機能が低下する危機にあります。

都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）」の規定に基づき、保全すべき自然地のひとつとして「里山保全地域」を指定しており、市内では２か所が指定されています。

市では、保全団体や地域住民と協働を図り、指定された里山保全地域の維持管理・活用を推進するほか、都からの植生管理受託により間伐や下草刈りなどを業務委託しています。

（２）東京グリーンシップ・アクション活動への支援

都では、自然保護条例に基づき保全地域を指定し、地域ごとに定められた保全計画に基づいて自然の保護と回復に向けた活動を進めています。残された貴重な自然を保全していくためには、都民、行政、企業、ＮＰＯがそれぞれの役割を担い、協力して取り組むことが重要となっています。

そこで、１５年度から保全地域の良好な自然環境づくりと、より広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、いくつかの保全地域においてＮＰＯ等による運営のもと、都や企業等と連携して自然環境保全活動事業を実施しています。これを「東京グリーンシップ・アクション」と称しています。

市は、この東京グリーンシップ・アクションの活動に必要な資材等の供給、ＮＰＯや企業だけでは出来ない高度な作業を専門業者へ委託することにより活動を支援し、里山保全に貢献しています。

（３）公園アドプト団体への支援

公園アドプト制度とは、参加する市民の皆さんに公園の維持活動を行っていただき、市がその活動を支援する制度です。身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待されます。

このうち、里山の原風景を活かした公園・緑地において里山活動を行うアドプト団体に対しては、通常の支援に加え、林床管理や炭焼きなどの活動に関するアドバイスやサポートなどを指定管理者とともに行っています。

（４）環境学習の場所としての活用

里山を環境学習の場所として活用することは、実際の自然体験を通じて動植物の生息・生育に関する知識を身につけるだけでなく、人と自然が共生して育んできた里山の文化を知る機会でもあります。

ア．親子里山保全体験講座

市では毎年、里山保全地域等において、小学生とその保護者を対象とした「親子里山保全体験講座」を企画し、笹刈りや落ち葉を集めてのたい肥づくり、篠竹や間伐材を利用したクラフトワークなどの体験講座を実施しています。このような自然体験を通した体験学習は、自然環境に負荷をかけない生活様式を身につけられるとともに、自然環境の問題について理解し、課題を解決することにつながると考えています。

笹刈り

クラフトワーク

イ．里山サポーター育成講座

市では、２７年度より戸吹最終処分場用地の谷戸の形状を活かして、里山保全活動に携わる人材の育成講座を実施しています。講座では、保全活動の基礎知識を学ぶ座学から、下草刈りや間伐などの実技を行っています。（里山サポーター育成講座については、５４ページ「環境保全に精通した人材の育成・活用」にも掲載しています。）

４．評価

第２次環境基本計画の第４章では、４つの基本目標を基調として施策を体系的に定めており、市が中心となって推進する１５の基本施策ごとに毎年度目標を立て、事業を進めています。基本施策ごとに市内部での点検・総括評価を行った上で、環境推進会議で相互評価を行っています。

ここでは、基本施策Ⅰ―１みどりの多面的機能の活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

<table>
<tr><th>指標名</th><th>計画策定時</th><th>中間目標
（H30）</th><th>最終目標
（H35）</th><th>前年度</th><th>H27 実績</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市が保全をすすめている里山の数</td><td>２か所</td><td>４か所</td><td>６か所</td><td>２か所</td><td>２か所</td></tr>
<tr><td>中間目標に向けた評価</td><td colspan="2">評価理由</td><td colspan="2">今後の展開</td></tr>
<tr><td>おおむね順調</td><td colspan="2">新たに市が保全をすすめている里山の選定をするため、里山の要素を含む区域の調査検討を行った。</td><td colspan="2">引き続き、選定候補地の検討を行い、28 年度に市が保全をすすめている里山の数を 3 か所にする。</td></tr>
</table>

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

森林の適正管理では、各施策とも目標を達成できた。また高尾の森自然学校での学習会等の実施、「体験の機会の場」の認定や戸吹最終処分場用地を活用した人材育成講座を開催するなど、みどりの活用を図った。

＜今後の展開＞

引き続き計画的な森林の適正管理を行うとともに、里山の維持管理や活用のため保全団体等と協働を図り、市が保全をすすめている里山の数を増加させていく。

＜環境推進会議での相互評価＞

市内には多くの里山や緑地があり、保全活動が行われている。里山の紹介や保全活動のＰＲをすることで、里山等の活用を積極的に行っていただきたい。

第２項　森林の循環の強化

目標

目　標	八王子産の木材を普及・啓発し、活用を進める

（目標のねらい）

間伐材の搬出量を拡大し利用することで、森林の循環につなげます。

１．木材利用の推進

（１）八王子産材を含む多摩産材利用促進

「花と緑のまちづくりフェア」で八王子産材製品の展示を行っています。また、農林課のカウンターの作製や庁内に八王子産材製品を配布するなどのＰＲ活動を行っています。市施設の建設にあたっては、低層の建築物は木造化を進めるとともに、改修工事においては外壁や内装材の木質化により、多摩産材の利用を進めています。

富士森体育館の射場

利用状況（２７年度）

建物名	使用用途	使用量（㎥）
高尾山口観光案内所	棚	０．１
高尾５９９ミュージアム	カフェテーブル、踏み台、棚、ブックスタンド	１．４
富士森体育館	フローリング、腰壁等	３．９
上川の里特別緑地保全地区トイレ	構造材	３．１
中野団地集会所	造作材、腰壁	２．２
消防団 9-9 器具置場	造作材、端柄材	０．７
別所中学校	造作材、端柄材	０．３
南大沢小学校	棚板	０．２
その他（農林課）	カウンター、決裁板、表札等	０．２
	合計	１２．１

（２）木質バイオマスの利用促進

ア．木質ペレットストーブ設置費の補助

木質バイオマスの利用を促進するため、再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度において、木質ペレットストーブを補助対象機器としており、２７年度は２件の補助を行いました。

木質ペレットストーブ

イ．木質バイオマスボイラーの運営

再生可能エネルギーの普及啓発や豊富なみどりを有効活用するため、木質バイオマスボイラーを北野清掃工場に設置しています。

このボイラーは、長池公園や上柚木公園等から出る剪定樹木を燃料としており、ボイラーで沸かしたお湯を利用する足湯を併設しています。

社会科見学の児童やあったかホールの来館者等による利用も多く、２７年度は、およそ１０，５００名の方が利用しました。

北野清掃工場の足湯

２．評価

ここでは、基本施策Ⅰ―２森林の循環の強化についての評価結果を掲載します。

目標

目標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）	前年度	H27 実績
八王子産の木材を普及・啓発し、活用を進める	―	―	―	―	―
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	―	―		市の施設改修工事等に八王子産材を含む多摩産材を使用するとともに、イベントでのＰＲを行う。	

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

この施策では、八王子産の木材の普及・啓発を目標とすることから成果指標は設けていないが、市施設では、多摩産材を目標どおり使用して改修工事等実施した。新たに市有林等から発生した間伐材を利用した積木９，０００個を「木育フェスティバル」で八王子産材としてＰＲし、八王子産材の認知度を向上することができた。

＜今後の展開＞

引き続き市施設での多摩産材の利用を促進するとともに、八王子産材製品のＰＲを行う。また木質バイオマスの利用について意識啓発を行う。

＜環境推進会議での相互評価＞

八王子産材を各種イベントでＰＲを行うとともに、公共施設等での利用を積極的に進めていただきたい。また、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの普及を図っていただきたい。

第３項　まちなかのみどりの保全・創出

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
八王子グリーンマッチング制度を利用し管理している面積	5,921 ㎡	20,000 ㎡	35,000 ㎡

（指標のねらい）

手入れの行き届いていない斜面緑地を、市民・事業者と市が協力して適正に管理することにより、まちなかのみどりの維持再生につなげます。

１．斜面緑地の保全

（１）みどりを保全する施策

ア．市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定と保全に伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を１７年７月１日に施行しました。また、「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金条例」として１７年３月８日に施行しました。

（ア）条例に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は近年の宅地化などにより除々に減少しており、その保全に取り組んできましたが、法令や都条例等による充分な保全措置がとれないため、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難となっていました。

市街地に残る貴重なみどり

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけではなく、動植物の生息地となっているほか、木々の環境浄化作用により健康保持にもつながるなど、大きな役割を担っています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるよう、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、法律やこれまでの条例等では保全しきれなかった緑地を守っていきます。

―条例の特徴―

（１）公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定

（２）みどりの環境的な価値に相当した支援

（３）保全区域内の行為（伐採等）の届出の義務化

（４）みどりの保全基金の活用

（５）斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成

この条例に基づき、斜面緑地保全区域の指定拡大を行い、その内容は下記のとおりです。

指定日	指定面積	指定内容
H18. 4. 1	107,542.05㎡	緑地保護地区からの移行
H18. 6. 20	3,778.00㎡	追加指定：金比羅斜面緑地保全区域
H19. 2. 14	81,056.03㎡	追加指定：谷野斜面緑地保全区域 新規指定：宇津木、暁町ひよどり山、石川天野、十二社、長沼、下柚木、大石やかた、川口さげ坂、石川田島、横川西、石川高倉野、打越大畑、館町和田、三田斜面緑地保全区域
H19. 11. 29	13,347.00㎡	新規指定：小宮八ヶ上斜面緑地保全区域
H20. 2. 29	36,536.00㎡	追加指定：片倉及び打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：片倉時田上、西中野甲ノ原、館町尾崎斜面緑地保全区域
H21. 3. 18	35,436.62㎡	新規指定：中山、川口中部、館町日向四ツ谷、椚田大巻、元八王子松子前、元八王子八幡宿、小比企杉之下、大和田山之上斜面緑地保全区域
H22. 3. 31	10,012.66㎡	新規指定：石川宮下、暁町馬場谷戸斜面緑地保全区域
H23. 3. 10	3,670.10㎡	新規指定：堀之内山神、寺田斜面緑地保全区域
H24. 3. 31	8,046.00㎡	追加指定：西中野甲ノ原斜面緑地保全区域
H26. 3. 31	24, 680.86㎡	追加指定：谷野、打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：大塚、横川上横川、川町橋通、楢原前川原斜面緑地保全区域
H26. 7. 15	6, 677.00㎡	新規指定：山田西谷、元八王子御霊谷斜面緑地保全区域

指定地域は、上記に加え解除等を含めると、２７年度末現在で４４か所、指定面積は２８８，６４５．７３㎡となっています。

（イ）みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金条例」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金などを繰入れ、基金の充実を図っています。引き続き市のホームページなどを通して、保全基金の活用を紹介しながら周知に努めていきます。

（ウ）グリーンマッチング八王子の取組

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき指定された斜面緑地保全区域内において、所有する緑地の維持管理・活用の手伝いを希望する土地所有者と、緑地での活動や手伝いを希望する保全団体を、市が仲介役となって引き合わせ、三者が連携して緑地の保全をしていく制度です。土地所有者は活動場所の提供と活動に必要な保全活動協力金の提供を、保全団体は保全活動協力金を活かして保全活動の実施を、市は総合的な調整、技術的指導、専門的助言、道具提供、傷害保険の加入等の支援をそれぞれの役割としています。２８年１月末現在で、１つの協定により、約９００㎡の緑地がこの制度により維持管理されています。今後も土地所有者への制度の周知により活動範囲を拡大していきます。

イ．緑地保護地区の指定

緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を補助し適正な管理を支援するとともに、伐採などの行為については届出を義務付けています。

２７年度末現在で６か所、総面積６９，６９３㎡が指定されています。

ウ．都の保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を保全地域に指定し都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。

２７年度末現在で１４か所、総面積７４４，２７４㎡が指定されています。

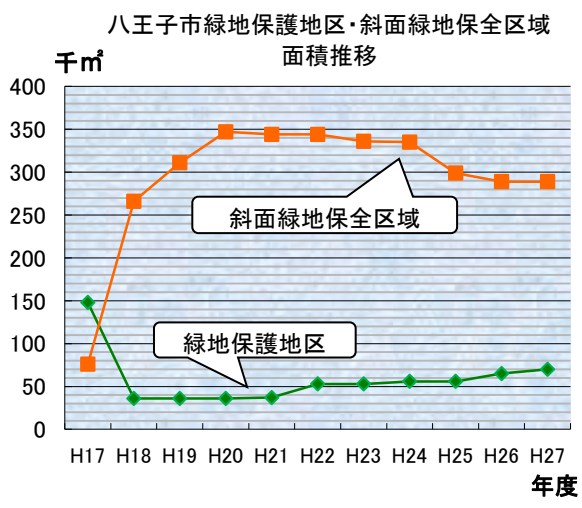

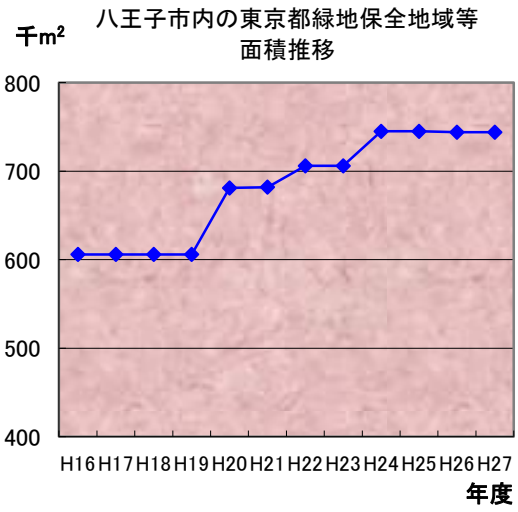

エ．生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能やヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能や都市にうるおいを与える機能など多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、１７年度から生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年　　度	H23	H24	H25	H26	H27
指定面積（ha）	253.3	250.9	247.6	244.9	242.5

（２）緑化の推進

ア．道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減や排気ガスの防御等、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など、可能な場所への植樹に努めています。

市道の新設にあたっても、可能な場所への街路樹や低木の植栽に努めるとともに、国や都に対しては道路の新設や拡幅などの実施計画の段階で道路の緑化を積極的に行うよう働きかけています。

イ．生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、費用の一部を補助しています。２７年度は、２５件、延長２８２．０８ｍについて補助を行いました。

なお、視覚によるＰＲとして、１９年度から市役所本庁舎において生け垣の見本を展示しています。景観面や防災面などからの重要性もＰＲするとともに、イベント時のパンフレット配布をはじめ、新築や増改築の際は生け垣を作るよう今後も普及啓発に努めていきます。

沿道の生け垣化

生け垣見本の展示

ウ．花づくり事業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上、南口とちの木デッキ上、南大沢駅前歩行者専用道路及びめじろ台駅前広場のプランターに市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し行き交う多くの人の心を和ませています。２７年度には、市制１００周年記念事業の一環として、マルベリーブリッジ上のプランターを新たなものに入れ替えました。

マルベリーとちの木花づくり会による植替え作業

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリーとちの木花づくり会、南大沢みどりのサポーターの会及びめじろ台駅前広場花壇の会）が中心となって実施しています。

また、事業周知だけではなく、緑化意識の向上などを目的に、職場体験やインターンシップなど、多くの若者に花づくり事業を体験してもらっています。

エ．みどりのカーテン

みどりのカーテンは、緑化の推進になるとともに、室内の温度上昇を抑える効果があります。

２７年度は、児童館、小中学校や清掃事業所など、市の施設８０か所に設置しました。

今後も、公共施設への設置箇所を増やすとともに家庭への普及・啓発を図っていきます。

（みどりのカーテンについては、４３ページ「家庭の取組支援」にも掲載しています。）

みどりのカーテン（台町市民センター）

２．遊休農地の活用

（１）農地バンク制度による農地の賃借促進

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっています。都内随一の農業生産高を誇る本市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。特に、市街化調整区域内にある農地は、他の用途への転用が難しいうえ、貸借を希望する農地の情報も集約されていないのが実情です。

そこで、貸付けを希望する市内の遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方の情報を提供し、貸借につなげる目的で「農地バンク制度」を２６年４月から始めています。２７年度は、１３筆（４，３０８㎡）の土地利用権設定を行いました。

（２）農家直営農園の促進

農家直営農園は、農地の有効利用及び遊休農地解消を目的に開始されたもので、農家や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、市と農地の貸付協定を結び、自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園です。２７年度は新たに１農園を開設しました。これまでに２０農園が開設されています。

３．市民農園の整備

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和４９年度から市民農園を開設しています。

（２８年４月１日現在）

	農園名	所在地	面積（㎡）	区画数
1	由木	下柚木 2-19-20	772	51
2	久保山	久保山町 1-33-1、1-33-2	1,857	95
3	散田	散田町 4-12（4-316-9 の内）	800	58
4	諏訪	諏訪町 386 外	1,325	56
5	緑町	緑町 445-1 外、446-1 の内	734	45
6	寺田	寺田町 1113 外	872	64
7	越野	越野 25-8	704	36
8	東中野	東中野 1502 外	621	56
合計			7,685	461

４．アドプト制度の拡大

市民と市との協働による公園や道路の維持活動のあり方を求めて、１４年度より公園アドプト制度、１５年度より道路アドプト制度を導入しました。身近な公園や市道の歩道等の清掃や除草などをボランティア活動として実施することにより、美化意識の向上や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

最近では、アドプト団体と保育園や学校などとの共同作業が行われるほか、企業が地域貢献の一環でアドプト団体として登録する等、参加の形態が多様化しています。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
公園アドプト参加団体数	224	226	236	274	273
道路アドプト参加団体数	45	51	57	58	57

５．評価

ここでは、基本施策Ⅰ―３まちなかのみどりの保全・創出についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）	前年度	H27 実績
グリーンマッチング八王子制度を利用し管理している面積	5,921 ㎡	20,000 ㎡	35,000 ㎡	892 ㎡	892 ㎡
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	やや遅れている	アンケートなどを実施し土地所有者に制度の周知を図っているが、面積の増加に結びついていない。		引き続き土地所有者に制度の周知を図るとともに、担い手を育成する。	

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

成果指標であるグリーンマッチング八王子制度は斜面緑地保全区域に指定している緑地と、保全活動を行う保全団体を結ぶ制度であるが、担い手が不足していることもあり面積は増加していない。新たな施策として「農地バンク制度」利用によるマッチングが成立したことや、農家開設型農園の新規開設など遊休農地の活用などが図れている。また、アドプト制度による新規登録団体も増えていることから、施策全体としてはまちなかのみどりの保全をすすめることができた。

＜今後の展開＞

グリーンマッチング八王子制度の利用を進めるために、里山サポーター育成講座等で担い手の育成を行うとともに、土地所有者へ制度の協力を求める。また、グリーンマッチング八王子制度利用に至る前段階として、講座修了者を斜面緑地保全区域へ派遣するなどの事業を検討する。

＜環境推進会議での相互評価＞

遊休農地の活用として「農地バンク制度」でマッチングが成立したことは、評価できる。公園アドプトに新規で参加する団体も増えているので、身近なみどりが保全されていると言える。斜面緑地でのグリーンマッチング制度を利用し管理している面積の増加は難しい状況であるが、制度のＰＲ等を工夫して行っていただきたい。

第４項　水資源の保全と再生

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
雨水浸透施設設置数	1,380 基	3,180 基	4,680 基

（指標のねらい）

雨水を浸透させることにより、地下水をかん養し、降雨時の表面流出量を抑制します。

１．雨水浸透施設の設置促進

（１）健全な水循環の再生

地下水のかん養を図り河川流量を確保するため、雨水浸透施設等の設置を進め、健全な水循環の回復に取り組んでいます。

ア．公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策

道路事業では、雨水排水施設を整備するにあたり、地盤の保水機能を確保できる透水性舗装を実施しています。２７年度は市道浅川７１号線など２か所で透水性舗装、市道由井１２２６号線など５か所で浸透トレンチ、浸透人孔及び浸透ますを設置したほか、市営住宅中野団地２・３号棟などの建設にあたり、浸透トレンチ、浸透ます及び雨水貯留槽（タンク）を設置しました。

雨水貯留槽を中野市民センターに設置

項　目 ＼ 年　度	H24	H25	H26	H27
透水性舗装面積（㎡）	6,597	8,472	4,122.2	690.9
浸透トレンチ（m）　注1）	1,855.7	430.2	662.9	444.4
浸透ます　（基数）	34	135	70	112
浸透人孔（基数）　注2）	3	7	7	2
浸透Ｕ型側溝（m）	90	155.6	20.7	0
雨水貯留槽（タンク）（基数）			3	1

注1）　浸透トレンチ：雨水浸透ます等と連結した浸透性の管。
　　雨水を導き、側面及び底面から地中へ浸透させる施設
注2）　浸透人孔：浸透性のあるマンホール

イ．雨水浸透施設等設置補助事業

健全な水循環に向けて、建物の屋根に降った雨水を地中に浸透させやすくする雨水浸透ますと浸透トレンチの設置や雨水を植木や庭への散水に有効利用できる雨水貯留槽の設置に対し補助をしています。

項　目 ＼ 年　度		H24	H25	H26	H27
雨水浸透施設	浸透ます（基数）	89	137	102	91
	浸透トレンチ（m）	6.0	113.9	17.0	0
雨水貯留槽（補助基数）		91	102	71	61

ウ．地域と連携した湧水等保全・活用事業

身近な水辺を保全・活用し、地域の魅力を高める取組として、八王子駅南口周辺、叶谷・泉町湧水群周辺、中野地区及び川口川上流域で、「身近な水辺の復活１０年プロジェクト」を展開しています。

２７年度は、泉町湧水群水路（元八王子東小北側）の整備に着手しました。中野地区では、水路見学会を行い、整備・活用について意見交換を行ったほか、雨水浸透強化地区では、市民の協力で２４基の市設置型雨水浸透ますを設置しました。

また、川口十二社弁天池では、外来種（アメリカザリガニ等）の駆除や谷戸の休耕田の水張りを引き続き行いました。

２．水源域の保全

川口川上流域の川口十二社弁天池周辺谷戸では、休耕田の水張りを行い、雨水かん養及び水生生物の生息空間を確保しました。また、専門家を講師に招き自然観察講座を開催し、谷戸の保全について啓発を行いました。

３．評価

ここでは、基本施策Ⅰ―４水資源の保全と再生についての評価結果を掲載します。

成果指標

<table>
<tr><th>指標名</th><th>計画策定時</th><th>中間目標（H30）</th><th>最終目標（H35）</th><th>前年度</th><th>H27 実績</th></tr>
<tr><td rowspan="3">雨水浸透施設設置数</td><td>1,380 基</td><td>3,180 基</td><td>4,680 基</td><td>1,619 基</td><td>1,710 基</td></tr>
<tr><td>中間目標に向けた評価</td><td colspan="2">評価理由</td><td colspan="2">今後の展開</td></tr>
<tr><td>やや遅れている</td><td colspan="2">27 年度目標（165 基）が達成できなかった。中間目標を大きく下回っている。</td><td colspan="2">雨水浸透施設の設置を市民に向けてＰＲしていくとともに、雨水流出抑制や水の循環の必要性を啓発していく。</td></tr>
</table>

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

宅地や事業所での設置は、雨水浸透施設の需要が十分に喚起できず目標を下回っているが、新規に９１基に対して補助を行った。また、市施設や道路施設内への雨水浸透施設は、設計どおりの施工を実施できた。２７年３月に策定した雨水貯留浸透推進計画をもとに、雨水流出抑制を推進する施策を展開しており、市内全域での治水対策と健全な水循環系の再生を目的に、貯留浸透施設の整備を促進し、貯留浸透能力の増加を図っている。

＜今後の展開＞

引き続き、雨水浸透施設設置のＰＲをするとともに、宅地開発・集合住宅指導要綱に係る流出抑制指導を徹底することにより水資源の保全を図る。

＜環境推進会議での相互評価＞

雨水浸透施設の設置数は中間目標達成には届かない状況であるが、施策の転換として、雨水流出抑制指導に力を入れていることや、道路施設等への雨水浸透施設の設置を進めていることは、水資源の保全と再生につながるので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。

第５項　良質な水質の保全

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
市内８河川９地点のＢＯＤ環境基準値	達成率 100%	達成率 100% の維持	達成率 100% の維持

（指標のねらい）

公共下水道の接続促進や市設置型浄化槽の整備促進などで、ＢＯＤの環境基準（Ａ類型２mg/Ｌ以下 ）を維持することにより、河川の水質の向上をめざします。

１．生活排水対策の推進

河川の水質をより良好にするため、公共下水道への接続促進や浄化槽整備区域内の浄化槽の設置促進を含めた生活排水対策に取り組むとともに、工場や事業場等の排水指導を行っています。

（１）公共下水道への接続促進等

公共下水道への未接続家屋に対しては広報等のＰＲ活動や戸別訪問を行うことで、接続促進活動を行ってきました。その結果、２７年度末の接続率は９８．０%となり、１０年前と比べ１０．２%向上しています。

また、下水道接続促進強化期間は２３年度に終了しましたが、きめ細やかな市民対応と接続促進を引き続き行っていくために、相談窓口を水再生課に開設しています。

一方、北野処理区の一部は、雨水・汚水を共に処理する合流式下水道となっていることから、多量の雨が降った場合には未処理水が河川に流出してしまいます。そこで、市では「合流式下水道改善計画」を策定し、河川に流出する油やごみを削減するため、雨水吐室５か所に除去装置を設置しています。

これを踏まえ、雨水吐口２か所、北野下水処理場２か所で河川放流水の水質検査を毎年実施しており、２７年度も基準値を下回りました。

（２）浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽は、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所やお風呂の排水）を微生物の働きによって浄化する設備です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理によって、微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。このため浄化槽法では、使用者に対して３大義務を定めています（１．保守点検　２．清掃　３．法定検査）。

公共下水道整備地区内で浄化槽を使用している家屋に対しては、戸別訪問による公共下水道への接続促進を図ると同時に、接続するまでの間、浄化槽の維持管理を徹底するよう指導しています。

また、公共下水道整備地区以外の市街化調整区域では、戸別浄化槽の設置促進活動を行い、２７年度は７基を設置したほか、合併処理浄化槽の引き取りとあわせ合計で３９８基の合併処理浄化槽を市管理としました。

（３）市設置型浄化槽の整備促進

１６年４月より浄化槽市町村整備推進事業による市設置型浄化槽「高度処理型（窒素除去型）」の設置を促進するとともに、浄化槽整備区域に設置されている個人設置合併処理浄化槽のうち高度処理型（窒素除去型）については、市が引き取り維持管理を実施しています。

これまで、設置促進チラシの戸別配布等ＰＲ活動や訪問調査を実施してきましたが、浄化槽設置における経済的負担の軽減や公共用地を利用した浄化槽の設置等により、さらなる市設置型浄化槽の整備促進を図ります。

２．評価

ここでは、基本施策Ⅰ－５良好な水質の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

<table>
<tr><th>指標名</th><th>計画策定時</th><th>中間目標
（H30）</th><th>最終目標
（H35）</th><th>前年度</th><th>H27 実績</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市内８河川９地点のＢＯＤ環境基準値</td><td>達成率 100%</td><td>達成率
100%
の維持</td><td>達成率
100%
の維持</td><td>達成率 100%</td><td>達成率 100%
（継続中）</td></tr>
<tr><td>中間目標に向けた評価</td><td colspan="2">評価理由</td><td colspan="2">今後の展開</td></tr>
<tr><td>順調</td><td colspan="2">27 年度も基準値目標を達成した。</td><td colspan="2">達成率 100%を維持する。</td></tr>
</table>

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

公共下水道未接続家庭への戸別訪問により公共下水道の接続促進に努めた。また、個別の浄化槽の維持管理の指導を行うとともに、稼働している市設置型浄化槽は全て適切な維持管理を実施したことにより、良質な水質の保全（市内８河川９地点のＢＯＤ環境基準値の達成率１００%）　の維持が図られている。

＜今後の展開＞

公共下水道接続率１００%を目指し、戸別訪問を継続していく。公共下水道整備区域外では市設置型の浄化槽のＰＲを実施し、新規設置の促進を図るほか、浄化槽の維持管理指導を行うことで、市内８河川９地点のＢＯＤ環境基準値の達成率１００%を維持する。

＜環境推進会議での相互評価＞

良好な水質を保全していくためにも、公共下水道への接続促進については、１００%の接続を目指して努力していただきたい。ＢＯＤの環境基準の達成率１００%を今後も維持できるように、浄化槽の適切な維持管理の指導など引き続き努めていただきたい。

第６項　生物多様性の保全

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
生物多様性の必要性を理解している市民の割合	28.9%注)	40%	50%

注）　２５年度市政モニターなどによる調査結果

（指標のねらい）

市民に対し、多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の必要性の理解と、関心を高めることにより、生物多様性の保全につなげます。

１．自然環境の現況把握

（１）河川の水生生物調査

河川に棲む水生生物は、河川の水質を示す貴重な資料となります。きれいな水を好んで棲む生物だけではなく、汚れた水の方が棲みやすい生物がいるため、水生生物の調査を行うことは化学的調査を補完する意味もあります。

そのため、市では１６河川すべてで水生生物調査を毎年行っています。

水生生物調査

（２）市街化調整区域内の自然環境評価

市域の約６割を占める市街化調整区域においては、特に豊かな自然が残存していますが、一方で病院等の施設や資材置き場といった開発圧力に晒されており、良好な環境の保全に苦慮しています。

これらの課題に対応するため、２３年度には市街化調整区域を対象に、適正な土地の利活用とみどりの保全を図ることを目的として、「八王子市市街化調整区域基本方針」を定め、２４年度に「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」を施行しました。

このような状況にある市街化調整区域については、みどりの基本計画において施策の方向性が示されており、みどりの評価を行い、保全すべきみどりを明確にすることとなっています。

そこで、２５・２６年度の２か年にわたり市街化調整区域を対象とした動植物の現況調査を行い、自然環境の評価を行いました。調査・評価にあたってはその手法や結果等について学識経験者から専門的かつ学術的な意見を得ることを目的として、「八王子市みどりの評価委員会」を設置しました。

２．生きものの生息環境の保全・創出

（１）水辺環境の保全・維持管理

ア．水辺の水護り制度

身近な水辺を守り生活環境を快適なものとするために、市民や事業者と協働して水辺を再生・保全する「水辺の水護り活動」を、市は支援しています。

２３年５月から始まった「水辺の水護り制度」は、個人、町会・自治会、事業者など２０団体３８９名の方に登録いただき、浅川など市内全域の水辺の清掃や除草、生きもの調査や環境学習などの水辺の保全活動を行っています。

水路の清掃活動（台町３丁目）

また、登録団体の活動を年２回発行の「水のまちニュース」で紹介し、情報提供をしています。

イ．上川の里の整備

２２年度に特別緑地保全地区に指定された上川の里地区では、２６年度に策定した「上川の里保全と整備の方針」に基づき、２７年度には湧水・雑木林・水田跡地などの里山環境が残っている北沢谷戸地区に、管理用のトイレを設置しました。

（２）自然に配慮をした水辺づくり

生態系豊かな水辺の整備として、治水や親水、生きものに配慮をし、南大沢川（元八王子町二丁目）の改修を２６年度に引き続き行いました。

また、泉町湧水群水路（元八王子東小北）の整備に着手しました。

整備後の南大沢川

（３）環境教育、自然体験学習

ア．ガサガサ探検隊

２７年度は、台風の影響で中止となりました。２８年度以降については、予備日を設けるなど、できるだけ体験できる機会を設けます。

イ．水辺のかんきょう教室

教育委員会が主催する八王子市小学校科学教育センターに所属する児童を対象に、「魚」「鳥」「水生生物」の観察を９月５日に行い、１０２名が参加しました。

水辺のかんきょう教室

３．外来植物対策の推進

（１）河川、水路等の外来種対策

一部の湧水拠点等で、キショウブ（重点対策外来種）の駆除を行いました。また、水路の除草等の際にも随時駆除を行っています。

（２）公園内の外来種対策

ア．生息状況の調査

公園・緑地については、外来種の生息状況を注視し、特に希少な動植物が生息している箇所について、外来種による生態の影響が生じないよう環境を保護していきます。

イ．外来種の防除と駆除

特定外来生物など、固有の動植物の生態に影響を与えるものについては防除・駆除するほか、拡散しないよう公園利用者の啓発にも努めます。

４．評価

ここでは、基本施策Ⅰ－６生物多様性の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

<table>
<tr><th>指標名</th><th>計画策定時</th><th>中間目標
（H30）</th><th>最終目標
（H35）</th><th>前年度</th><th>H27 実績</th></tr>
<tr><td rowspan="3">生物多様性の必要性を理解している市民の割合</td><td>28.9%</td><td>40%</td><td>50%</td><td>33.1%</td><td>39.5%</td></tr>
<tr><td>中間目標に向けた評価</td><td colspan="2">評価理由</td><td colspan="2">今後の展開</td></tr>
<tr><td>順調</td><td colspan="2">各種イベント等において周知・啓発に取り組んだ成果として、対前年比 6.4%増加した。</td><td colspan="2">自然体験講座や環境イベントの開催により、生物多様性の必要性を啓発し、理解と関心を高めていく。</td></tr>
</table>

基本施策の評価　：　ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

河川等の外来種の駆除を実施したほか、市民向けの生物調査研修等を行うなど、生物多様性の必要性について意識啓発を行っている。自然に配慮した水辺づくりとして南大沢川の整備、泉町水路整備を実施したことや、上川の里地域の整備を実施したことで、生きものの生息環境の保全・創出を図った。

＜今後の展開＞

水辺の水護り制度登録団体間のネットワークづくりを行い、水辺の水護り制度登録団体の活動場所や活動内容を幅広く周知する。上川の里の維持管理体制を確立し整備を進める。

＜環境推進会議での相互評価＞

上川の里地域での整備や水護り制度を利用した川辺の保全活動などを地域住民と連携して、生きものの生息環境の保全・創出を行うことは重要である。また、地域の町会・自治会・環境保全団体と連携し、外来種の駆除を市内一斉に実施するなどの施策も展開していただきたい。